

高知医療センター検体検査委託業務公募型プロポーザル審査要領

高知医療センター検体検査委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知医療センター検体検査委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 200 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1)検体検査業務運営の基本的考え方	(20 点)
(2)検体検査業務の運用方法と体制	(30 点)
(3)物品(検査機器、試薬)供給体制	(15 点)
(4)精度管理体制	(15 点)
(5)受託準備体制	(10 点)
(6)企業の経営状況及び業務受託実績	(10 点)
(7)業務従事者の確保及び配置計画	(40 点)
(8)管理・バックアップ体制及び研修体制	(10 点)
(9)委託料概算見積金額	(50 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和8年 11 月 18 日(水)午後1時 30 分～(予定)

場所 高知医療センター 11 階よさこいサロン

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者 20 分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が 80 点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。